

光地区消防組合職員の地域手当に関する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

光地区消防組合

管理者 市 川 熙

光地区消防組合規則第3号

光地区消防組合職員の地域手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、光地区消防組合職員の給与に関する条例(昭和47年光地区消防組合条例第11号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、地域手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象地域等)

第2条 条例第3条第1項の規則で定める地域及び同条第3項の地域手当の級地は、別表に定めるとおりとする。

(端数計算)

第3条 条例第3条第2項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。条例第4条で読み替える地域手当の月額に1円未満の端数を生じたときも、同様とする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

支給対象地域	級地
東京都のうち特別区	1級地